

国立大学法人大分大学情報公開規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）の教育・研究及び組織運営に係る諸活動に関する情報を広く公開することにより、当該諸活動を国民に説明する責務を果たすことを目的として、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）並びに関係法令等に定めるもののほか、本法人の保有する情報の公開（以下「情報公開」という。）の円滑な実施に関し必要な事項を定める。

(情報公開の原則)

第2条 本法人における情報公開は、前条に規定する目的を達成するため、積極的に行うことを原則とする。ただし、個人情報等に関しては、その保護に十分配慮する。

(情報公開の組織等)

第3条 本法人における情報公開は、学長が行うものとする。

- 2 情報公開に関する受付窓口及び閲覧等の場所は事務局に置き、その事務は、総務部総務課において行う。
- 3 前項の事務は、開示請求にかかる法人文書（国立大学法人大分大学法人文書管理規程（平成23年規程第23号。以下「文書管理規程」という。）第2条第1号に規定する法人文書をいう。）を保有し管理している部局（文書管理規程第2条第5号に規定する部局をいう。）の事務局との緊密な連携等のもとに処理する。

(審議機関)

第4条 本法人における情報公開に関する基本方針その他重要な事項の審議は、国立大学法人大分大学情報公開、個人情報保護、特定個人情報の取扱い及び匿名加工情報の管理に関する委員会において行うものとする。

(情報公開の手続)

第5条 本法人における情報公開の実施に係る取扱いについては、別に定める。

(開示・不開示の審査基準)

第6条 情報公開に係る開示・不開示の審査基準については、別に定め、公表する。

(法人文書の管理に関する定め)

第7条 本法人における法人文書の管理に関する定めについては、別に定め、一般の閲覧に供する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成16年規程第121号）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法施行令（平成15年12月3日政令第478号）附則第16条の規定に基づき、旧大分大学長がした行為及び旧大分大学長にされた行為は、本法人がした行為及び本法人がされた行為とみなす。

附 則（平成17年規程第65号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第32号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第21号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第24号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第52号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第62号）
この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第5号）
この規程は、平成30年2月26日から施行する。

附 則（令和4年規程第15号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。